

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和元年12月27日

香取市長 宇井 成一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
久保地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和元年8月6日

3. 集落・地域の耕地面積  
46ha

4. 地域の人と農地の現状

当地区は市東部に位置し、黒部川流域に広がる平坦な水田地帯で、水田は10a区画と15a区画に整備されている。

地域の農業者の高齢化や後継者不足が顕著となっていることから、今後は農業者の離農や規模縮小により耕作放棄地の拡大が進行していくと見込まれる。

5. 近い将来農地の出し手となる者の状況  
個人 29世帯

6. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況  
個人 2経営体  
法人 1法人

7. 6の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
中心経営体はいるが十分ではない

8. 今後の地域農業の在り方

地区内の農業後継者の育成・確保や集落営農組織の設立、地区外の大規模農家の取り込み等を行い、今後、地域の農地を耕作する担い手を確保することを検討していく。

また、離農や経営規模を縮小する農家は、農地中間管理機構へ農地を貸し付けることによって、担い手に対し農地を集積・集約化することに協力し、農地を保全・管理することに努める。